

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	エタノール等を取り扱う給油取扱所に係る技術上の基準	
担当部局	総務省消防庁予防課危険物保安室	電話番号：03-5253-7524
評価実施時期	平成23年10月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 エタノール等を取り扱う給油取扱所に係る技術上の基準を設ける。</p> <p>【内容】 エタノールは危険物第4類のアルコール類であり、エタノール及びエタノールを含有するガソリンは、石油類のガソリン等と異なり、水溶性の性質、腐食性が強い性質を持つ。現在の給油取扱所の技術上の基準はガソリン等を取り扱うことを想定しており、エタノール等を取り扱う際の火災等の防止に対応したものとはなっていない。 よって、エタノール等を取り扱う給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準と、エタノール等を給油取扱所において取り扱うための技術上の基準として以下のものを設ける。 ① 漏れたエタノール等を給油取扱所の外に流出させないための措置 ② エタノールの漏えいを検知する装置の設置 ③ エタノールから発生する可燃性蒸気に起因する事故を防止するための装置</p> <p>【必要性】 生物資源を使用する新たなバイオマス由来の燃料の実用化が進められており、既に、バイオマス由来の燃料であるバイオエタノールをガソリンに3%含有したガソリン(E3)を用いた自動車が多く実用化されており、さらに、バイオエタノールを多く含むE10やE20、E100(エタノール100%)を燃料とする自動車の実用化が進められている。 給油取扱所においてこれらの燃料を取り扱う際の安全性を確保するために、エタノール等を取り扱う給油取扱所に係る技術上の基準を整備する必要があるため。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	・危険物の規制に関する政令第17条、第27条
想定される代替案	特になし	
規制の費用	費用の要素	
(遵守費用)	<p>ガソリン等を取り扱う給油取扱所と比較して、エタノール等を取り扱う給油取扱所1施設につき以下の費用が発生する。</p> <p>① 漏れたエタノール等を給油取扱所の外に流出させないための措置(4立方メートルの収容設備を設ける場合) 約4,850千円 ② エタノールの漏えいを検知する装置の設置 約2,600千円 ③ エタノールから発生する可燃性蒸気に起因する事故を防止するための装置(過剰注入防止装置を設ける場合) 約200千円</p> <p>なお、エタノール等を取り扱う給油取扱所は今後普及するものであることから、エタノール等を取り扱う給油取扱所の設置数を予想し、全体の費用を算出することは困難である。 ※ これらの費用とは別に、各施設につき、各地方公共団体の条例に定める金額分、設置許可申請等の費用が発生する。</p>	
(行政費用)	<p>各施設において設置許可申請等に係る費用が発生する。 ※ この費用は各地方公共団体の条例に定めるところにより別途施設の所有者等から手数料として徴収する。</p>	
(その他の社会的費用)	特になし	
規制の便益	便益の要素	
	<p>給油取扱所においてエタノール等を取り扱う場合の安全性が確保されることにより、事故を防止するとともに、災害時の国民の生命、身体及び財産に対する被害の拡大が最小限に抑えられ、また、エタノール等を燃料とする自動車に係るインフラ整備が促進され、当該自動車の安全かつ円滑な導入に資することとなる。</p> <p>また、災害の発生及び被害の拡大の防止が期待できるため、災害発生時の消防機関の活動の負担が相当程度軽減されることが見込まれる。</p>	

<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>今回、給油取扱所においてエタノール等を取り扱う場合の安全性が確保されることにより、火災等による被害の拡大を防止することができるなどと、規制の便益として、何者にも代え難い国民の生命及び身体が保護されるとともに財産に対する被害が軽減される。また、災害発生時の消防機関の活動の負担が相当程度軽減される。</p> <p>さらに、危険物を取り扱う施設等の危険性を踏まえると、施設に応じた技術上の基準を満たすことは国民の生命、身体及び財産を保護するために求められることであり、当該目的の達成のために危険物施設等の所有者等が施設に応じた技術上の基準を満たすことは法で求められているところである。</p> <p>以上のことを勧案すると、便益は費用に見合ったものであり、かつ、危険物施設等の所有者等がその費用を負担することについては、十分な合理性があると考えられるため、今回の改正は適切なものであると考えられる。</p>
<p>有識者の見解その他関連事項</p>	<p>「新技術・新素材の活用等に対応した安全対策の確保に係る調査検討会」(委員長:久保内昌敏 国立大学法人東京工業大学院理工学研究科教授)</p>
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>規制の改正後、必要があると認めるときは、レビューを行うものとする。</p>
<p>備考</p>	